

経済産業省

平成 21・12・10 原院第 3 号

平成 21 年 1 2 月 1 8 日

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 2 3 4 b - 0 9 - 2

既設発電用風力設備の安全管理対策について（依頼）

近年における発電用風力設備の大型化に伴って、落雷による風車の破損事故が顕在化しております。また、台風等の強風による風車支持物の倒壊等の重大事故も生じております。

このような状況を踏まえ、原子力安全・保安院（以下「当院」という。）では、公共の安全確保に万全を期するため、電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 7 7 号）、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 3 号）及び発電用風力設備の技術基準の解釈について（平成 1 6・0 3・2 3 原院第 6 号）（以下「関係省令等」という。）の一部改正を行い（平成 2 1 年 1 2 月 1 8 日。平成 2 2 年 4 月 1 日施行）、発電用風力設備の安全性向上対策を講じたところです。

既設の発電用風力設備（平成 2 2 年 4 月 1 日前に、工事計画の届出を行う又は工事に着手する発電用風力設備を含む。）については、改正後の関係省令等は適用されませんが、当院は、安全管理対策に万全を期する観点から、下記の対策が実施されるよう周知をお願いいたします。

記

発電用風力設備の設置者は、当該設備の設置場所における強風及び落雷による風車支持物の倒壊、風車のブレードの飛散等による災害を防止する観点から、発電用風力設備の立地条件、構造等を適切に評価した上で、以下の（1）又は（2）の措置を選定し、実施するようお願いいたします。

なお、本依頼は、設置者の自主保安において、落雷及び強風に対する発電用風力設備の安全管理対策に万全を期することを目的としたものです。

- （1）部品交換等により改正後の関係省令等で定める技術基準を満たす設備とする措置
- （2）（1）の措置を実施できない場合にあっては、以下に例示される措置又はその組合せ等による（1）の措置に相当する安全対策措置

強風時及び雷接近時の運転停止等の運転状態の制御

強風時及び雷接近時における設備への第三者の接近防止

強風後及び設備近傍への落雷後の安全点検の実施